

要介護・要支援認定申請時における「主治医意見書用問診票」の活用について

本市では要介護・要支援認定における主治医意見書の記載内容の充実および精度向上を図るため、「主治医意見書用問診票」の活用を推進しています。

ご自身が担当する利用者様（家族等）へ要介護・要支援認定申請の手続きをご案内される際は、下記内容につきまして、適切なご周知と活用のご案内をお願いいたします。

記

1 「主治医意見書用問診票」について

申請者の主訴や現在の心身状況をあらかじめ記入し、主治医へ提出することで、意見書作成時の参考資料として活用いただくものです。記載及び提出は必須ではありませんが、正確かつ円滑な認定審査判定に寄与するよう、協力をお願いいたします。

2 掲載場所

市ホームページ「主治医意見書問診票」

(<https://www.city.shijonawate.lg.jp/page/29-1309.html>)

上記より様式をダウンロードしていただき、ご活用ください。

3 ご案内時の注意事項

（１）記入者について

入所等で本人や家族が記入できない場合を除き、原則として本人又はご家族等の介護者をご記入ください。なお、問診票は全３枚構成となっております。記入漏れのないようご案内ください。

（２）提出方法

介護保険要介護・要支援認定申請書の「主治医」欄に記載した医療機関へ、受診の際にご提出いただくようお願いください。

（３）提出のタイミングについて

本市にて要介護・要支援認定申請を受理した後、概ね２～３営業日程度で主治医意見書を医療機関へ郵送いたします。受診まで日数を要する場合、意見書が既に作成されている等により内容が反映されない可能性があります。できるだけ速やかに医療機関を受診し、ご提出いただきますよう併せてご案内ください。

（４）対象医療機関

本ホームページに掲載している問診票は、大東・四條畷医師会に所属する医療機関を対象としております。

四條畷市健康福祉部高齢福祉課

電話：072-877-2121（内線685, 687）

担当者：田村・川内・寺尾・小泉